

(訟ろ-07)

平成24年11月27日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 浅 香 竜 太

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、平成25年1月1日から施行される家事事件手続法（平成23年法律第52号）及び家事事件手続規則（平成24年最高裁判所規則第8号）について下記のとおり一覧表等を作成しましたのでお送りいたします。

ついては、裁判官、裁判所書記官、家庭裁判所調査官等の関係職員に配布するなどして、執務の参考とされるようお取り計らいください。 敬 具

記

- 1 即時抗告の対象となる家事審判事件一覧表（別紙第1）
- 2 主な審判以外の裁判に対する即時抗告一覧表（別紙第2）
- 3 保全処分一覧表（別紙第3）
- 4 審判事件別保全処分一覧表（別紙第4）
- 5 戸籍通知を要する事件一覧表（別紙第5）
- 6 戸籍記載の嘱託対象事件等一覧表（別紙第6）
- 7 家事事件の申立ての取下げについて（別紙第7）
- 8 主な審判事件一覧表（別紙第8）
- 9 家事事件手続法及び家事審判法適用事件一覧表（別紙第9）

(別紙第1)

即時抗告の対象となる家事審判事件一覧表

別表	項	事項	審判	新法下での即時抗告権者	家事事件手続法	旧規則等(※1)
別表第一	1	後見開始	認容	民法7条及び任意後見契約法10条2項に規定する者(申立人を除く。)	123 I ①	規27 I
			却下	申立人	123 I ②	規27 II
	2	後見開始の審判の取消し	却下	民法10条に規定する者	123 I ③	規28 II
			認容	成年後見人	123 I ④	規87 I
	5	成年後見人の解任	認容	申立人, 成年後見監督人, 成年被後見人及び成年被後見人の親族	123 I ⑤	規87 II
			却下	成年後見監督人	123 I ⑥	規92 II, 87 I
	8	成年後見監督人の解任	認容	申立人, 成年被後見人, 成年被後見人の親族	123 I ⑦	規92 II, 87 II
			却下	申立人	132 I ②	規30の4 II, 27 II
	17	保佐開始	認容	民法11条本文及び任意後見契約法10条2項に規定する者(申立人を除く。)	132 I ①	規30の4 I
			却下	申立人	132 I ②	規30の4 II, 27 II
	18	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	認容	被保佐人(申立人を除く。)	132 I ④	-
	19	保佐人の同意に代わる許可	却下	申立人	132 I ⑤	-
	20	保佐開始の審判の取消し	却下	民法14条1項に規定する者	132 I ③	規30の6 II
			認容	保佐人	132 I ⑥	規93 III, 87 I
	24	保佐人の解任	却下	申立人, 保佐監督人, 被保佐人, 被保佐人の親族	132 I ⑦	規93 III, 87 II
			認容	保佐監督人	132 I ⑧	規93 III, 87 I
	28	保佐監督人の解任	認容	申立人, 被保佐人, 被保佐人の親族	132 I ⑨	規93 III, 87 II
			却下	申立人	141 I ①	規30の12 I
	36	補助開始	認容	民法15条1項本文及び任意後見契約法10条2項に規定する者(申立人を除く。)	141 I ①	規30の12 I
			却下	申立人	141 I ②	規30の12 II, 27 II
	38	補助人の同意に代わる許可	却下	申立人	141 I ④	-
	39	補助開始の審判の取消し	却下	民法18条1項に規定する者	141 I ③	規30の14 II
			認容	補助人	141 I ⑤	規87 I, 93 III
	43	補助人の解任	却下	申立人, 補助監督人, 被補助人, 被補助人の親族	141 I ⑥	規87 II, 93 III
			認容	補助監督人	141 I ⑦	規93 III, 87 I
	47	補助監督人の解任	認容	申立人, 被補助人, 被補助人の親族	141 I ⑧	規93 III, 87 II
			却下	申立人	148 V ①	規42 I
	56	失踪の宣告	認容	不在者及び利害関係人(申立人を除く。)	148 V ①	規42 I
			却下	申立人	148 V ②	規42 II, 27 II
	57	失踪の宣告の取消し	認容	利害関係人(申立人を除く。)	149 IV ①	規43 I
却下			失踪者及び利害関係人	149 IV ②	規43 II	
58	夫婦財産契約による財産管理者の変更(同申立てに附帯する共有財産の分割含む)	認容	夫及び妻	156 I ②	規50	
		却下	申立人	159 III	-	
80	子の氏の変更許可	却下	申立人	160 III	規62, 27 II	
81	養子縁組をするについての許可	却下	申立人	161 IV	規63の2, 27 II	
62	死後隠縁をするについての許可	認容	利害関係人(申立人を除く。)	162 IV ①	規64の2 I	
		却下	申立人	162 IV ②	規64の2 II, 27 II	
63	特別養子縁組の成立	認容	養子となるべき者の父母, 養子となるべき者に対し親権を行う者であって養子となるべき者の父母でない者, 養子となるべき者の未成年後見人, 養子となるべき者の父母に対し親権を行う者, 養子となるべき者の父母の後見人	164 VII ①	規64の8 I	
		却下	申立人	164 VII ②	規64の8 II, 27 II	
64	特別養子縁組の隠縁	認容	養子, 養親, 養子の実父母, 養子に対し親権を行う者で養親でない者, 養子の後見人, 養親の後見人, 養子の実父母に対し親権を行う者, 養子の実父母の後見人(申立人を除く。)	165 VII ①	規64の14 I	
		却下	申立人	165 VII ②	規64の14 II, 27 II	
67	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失	認容	親権, 管理権を喪失又は親権を停止される者及びその親族(申立人を除く。)	172 I ①, ②, ③	規77 I	
		却下	申立人, 子及びその親族, 未成年後見人並びに未成年後見監督人	172 I ④	規77 II	
68	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	認容	子及びその親族, 子に対し親権を行う者, 未成年後見人並びに未成年後見監督人	172 I ⑤	規80 I	
		却下	申立人並びに親権を喪失し, 若しくは停止され, 又は管理権を喪失した者及びその親族	172 I ⑥	規80 II	
69	親権又は管理権を回復するについての許可の申立て	却下	申立人	172 I ⑦	-	
70	養子の隠縁後に未成年後見人となるべき者の選任	却下	申立人	179 ①	-	

別表	項	事項	審判	新法下での即時抗告権者	家事事件 手続法	旧規則等(※1)
別表第一	73	未成年後見人の解任	認容	未成年後見人	179②	規93Ⅲ, 87Ⅰ
			却下	申立人, 未成年後見監督人, 未成年被後見人, 及び未成年被後見人の親族	179③	規93Ⅲ, 87Ⅱ
	76	未成年後見監督人の解任	認容	未成年後見監督人	179④	規92Ⅱ, 87Ⅰ
			却下	申立人, 未成年被後見人, 未成年被後見人の親族	179⑤	規92Ⅱ, 87Ⅱ
	84	扶養義務の設定	認容	扶養義務者となるべき者(申立人を除く。)	186①	規97
			却下	申立人	186②	規97
	85	扶養義務の設定の取消し	認容	扶養権利者(申立人を除く。)	186③	規97
			却下	申立人	186④	規97
	86	推定相続人の廃除	認容	廃除された推定相続人	188Ⅴ①	規100Ⅰ
			却下	申立人	188Ⅴ②	
	87	推定相続人廃除の審判の取消し	却下	申立人	188Ⅴ②	規100Ⅱ, 27Ⅱ
	89	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	却下	申立人	201Ⅰ①	規113, 111
	91	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理	却下	限定承認又は相続の放棄の取消しをすることができる者	201Ⅰ②	規115Ⅱ, 111
	92	限定承認の申述の受理	却下	申述人	201Ⅰ③	規115Ⅱ, 111
	95	相続の放棄の申述の受理	却下	申述人	201Ⅰ③	規115Ⅱ, 111
	96	財産分離	認容	相続人	202Ⅱ①	規117Ⅰ
			却下	相続債権者及び受遺者(民法941条1項), 相続人の債権者(民法950条1項)	202Ⅱ② ③	規117Ⅱ
	101	特別縁故者に対する相続財産の分与	認容	申立人及び相続財産管理人	206Ⅰ①	規119の7Ⅰ
			却下	申立人	206Ⅰ②	規119の7Ⅱ, 27Ⅱ
	102	遺言の確認	認容	利害関係人	214Ⅰ①	規121Ⅰ
			却下	遺言に立ち会った証人及び利害関係人	214Ⅰ②	規121Ⅱ
	104	遺言執行者の選任	却下	利害関係人	214Ⅰ③	規127Ⅰ
	106	遺言執行者の解任	認容	遺言執行者	214Ⅰ④	規126Ⅱ
			却下	利害関係人	214Ⅰ⑤	規127Ⅰ
	107	遺言執行者の辞任についての許可	却下	申立人	214Ⅰ⑥	規127Ⅱ
	108	負担付遺贈に係る遺言の取消し	認容	受遺者その他の利害関係人(申立人を除く。)	214Ⅰ⑦	規128Ⅰ
			却下	相続人	214Ⅰ⑧	規128Ⅱ
	110	遺留分の放棄についての許可	却下	申立人	216Ⅱ	-
	111	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任	却下	申立人	223①	特規3の5
117	任意後見監督人の解任	認容	任意後見監督人	223②	特規3の9, 規87Ⅰ	
		却下	申立人並びに本人及びその親族	223③	特規3の9, 規87Ⅱ	
120	任意後見人の解任	認容	本人及び任意後見人(申立人を除く。)	223④	特規3の10, 規87Ⅰ	
		却下	申立人, 任意後見監督人並びに本人及びその親族	223⑤	特規3の10, 規87Ⅱ	
121	任意後見契約の解除についての許可	認容	本人及び任意後見人(申立人を除く。)	223⑥	特規3の14Ⅰ	
		却下	申立人	223⑦	特規3の14Ⅱ, 3の5	
122	氏の変更についての許可	認容	利害関係人(申立人を除く。)	231①	特規6Ⅱ	
		却下	申立人	231②	特規6Ⅰ, 3の5	
122	名の変更についての許可	却下	申立人	231②	特規6Ⅰ, 3の5	
123	就籍許可	却下	申立人	231③	特規8, 6Ⅰ, 3の5	
124	戸籍の訂正についての許可	認容	利害関係人(申立人を除く。)	231④	特規11Ⅱ	
		却下	申立人	231⑤	特規11Ⅰ, 3の5	
125	戸籍事件についての市町村長の処分に対する不服	認容	当該市長村長	231⑥	特規17Ⅰ	
		却下	申立人	231⑦	特規17Ⅱ, 3の5	
126	性別の取扱いの変更	却下	申立人	232Ⅲ	特規17の3, 3の5	
127	都道府県の措置についての承認(児童の里親委託・児童福祉施設収容)	認容	児童を現に監護する者, 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人	238①	特規20Ⅱ	
		却下	申立人	238②	特規20Ⅰ, 3の5	
128	都道府県の措置の期間の更新についての承認	認容	児童を現に監護する者, 児童に対し親権を行う者及び児童の未成年後見人	238③	特規20Ⅱ	
		却下	申立人	238④	特規20Ⅰ, 3の5	
129	施設への入所等についての許可	認容	被保護者に対し親権を行う者及び被保護者の後見人	240Ⅵ①	特規20の4Ⅱ	
		却下	申立人	240Ⅵ②	特規20の4Ⅰ, 3の5	

別表	項	事項	審判	新法下での即時抗告権者	家事事件 手続法	旧規則等(※1)
別表第一	130	保護者の選任	認容 却下	保護者となるべき者(申立人を除く。) 申立人	241Ⅲ② 241Ⅲ③	— —
	130	保護者の順位の変更	認容 却下	先順位に変更される者(申立人を除く。) 申立人	241Ⅲ① 241Ⅲ③	— —
	131	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産管理者の変更等(共有財産の分割含む)	認容 却下	夫及び妻	242Ⅲ, 1 56②	特規25, 規50
	132	親権を行うものにつき破産手続が開始された場合における管理権喪失	認容 却下	管理権を喪失する者及びその親族 申立人, 子及びその親族, 未成年後見人 並びに未成年後見監督人	242Ⅲ, 172Ⅰ③ 242Ⅲ, 1 72Ⅰ④	特規27, 規77Ⅰ 特規27, 規77Ⅱ
	133	破産手続における相続の放棄の承認についての申述の受理	却下	破産管財人	242Ⅱ	特規30, 規115Ⅱ, 111
	134	遺留分の算定に係る合意についての許可	認容 却下	当該合意の当事者(申立人を除く。) 当該合意の当事者	243Ⅲ① 243Ⅲ②	特規34Ⅱ 特規34Ⅰ
別表第二	1	夫婦間の協力扶助に関する処分	認容 却下	夫及び妻	156①	規46, 97
	2	婚姻費用分担	認容 却下	夫及び妻	156③	規51, 50
	3	子の監護に関する処分	認容 却下	子の父母及び子の監護者	156④	規61, 55
	4	財産の分与に関する処分	認容 却下	夫又は妻であった者	156⑤	規56, 50
	5	離婚等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	認容 却下	婚姻の当事者(民法751Ⅱの規定による場合にあっては生存配偶者), 利害関係人	156⑥	規59
	6	離縁等の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	認容 却下	離縁の当事者, 利害関係人	163Ⅲ	規69, 59
	7	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	認容 却下	養子の父母及び養子の監護者 申立人, 養子の父母及び養子の監護者	172Ⅰ⑧ 172Ⅰ⑨	規63の3, 55 規63の3, 27Ⅱ
	8	親権者の指定又は変更	認容 却下	子の父母及び子の監護者	172Ⅰ⑩	規70, 72, 55
	9	扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し	認容 却下	申立人及び相手方	186⑤	規97
	10	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	認容 却下	申立人及び相手方	186⑥	規97
	11	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	認容 却下	相続人, 利害関係人	190Ⅲ	規103, 59
	12	遺産の分割	認容 却下	相続人	198Ⅰ①	規111
	13	遺産の分割の禁止	認容	相続人	198Ⅰ②	
	14	寄与分を定める処分	認容 却下	相続人 申立人	198Ⅰ④ 198Ⅰ⑤	規103の5Ⅰ 規103の5Ⅱ
	15	請求すべき按分割合に関する処分	認容 却下	申立人及び相手方	233Ⅱ	特規17の8
	16	扶養義務者の負担すべき費用額の確定	認容 却下	申立人及び相手方	240Ⅵ③	特規20の6
その他		審判の取消又は変更の審判	認容	取消し後又は変更後の審判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者	78Ⅳ	—
		即時抗告の不適法却下の審判	—	抗告人	87Ⅳ	—
		合意に相当する審判(法277)に対する異議申立てを却下する審判	—	異議の申立人	280Ⅱ	規140
		調停に代わる審判(法284)に対する異議申立てを却下する審判	—	異議の申立人	286Ⅳ	規140
雑	審判前の保全処分	認容	(※2)本案の家事審判の申立てについての審判(申立てを却下するものを除く。)に対し即時抗告ができる者	110Ⅱ	規15の3Ⅱ	
		却下	(※2)申立人	110Ⅰ	規15の3Ⅰ	
	審判前の保全処分の取消し	認容	(※2)審判前の保全処分の申立人	113Ⅱ	規15の4Ⅱ	
		却下	(※2)申立人	113Ⅰ	規15の4Ⅰ	
	現状回復の審判	認容	(※2)審判前の保全処分の申立人	113Ⅱ	規15の4Ⅱ	
遺産の分割の禁止の審判の取消し又は変更	認容 却下	相続人	198Ⅰ③	規112Ⅱ, 111		

(※1)「規」は家事審判規則, 「特規」は特別家事審判規則を示す。

(※2)110条1項各号に掲げる保全処分の申立てを却下する審判については, 即時抗告を申立てることはできない。

(別紙第2)

主な審判以外の裁判に対する即時抗告一覧

事項	即時抗告申立権者	根拠条文(※1)	備考
管轄に属しない事件の移送の裁判	当事者, 利害関係参加人	法9Ⅲ, 246Ⅳ	
管轄に属する事件の裁量移送の裁判	当事者, 利害関係参加人	法9Ⅲ, 246Ⅳ	
管轄に属しない事件の移送の申立ての却下	移送を申立てた者	法9Ⅲ, 246Ⅱ	
除斥の申立ての却下	除斥を申立てた者	法12Ⅸ	
忌避の申立ての却下	忌避を申立てた者	法12Ⅸ	
特別代理人選任の申立ての却下	特別代理人選任を申立てた者	法19Ⅴ	
法定代理人等の費用償還の裁判	償還義務者, 償還権利者	法31Ⅰ, 民訴法69Ⅲ	
救助を与える決定	受救助者の相手方	法32Ⅱ, 民訴法86	裁判所16.7.13により可能
救助申立の却下	救助を申立てた者	法32Ⅱ, 民訴法86	
手続の承継人に対し猶予費用の支払を命じる決定	承継人	法32Ⅱ, 民訴法86	
救助の取消決定および猶予費用の支払いを命じる決定	受救助者	法32Ⅱ, 民訴法86	
救助の取消しの申立てを却下する決定	救助の取消しの申立てをした利害関係人	法32Ⅱ, 民訴法86	
裁判所書記官の処分に対する異議の申立てに関する裁判	異議を申立てた者	法37Ⅱ	
当事者参加の申出の却下	当事者参加の申出をした者	法41Ⅳ, 258Ⅰ	手数料は, 以下のとおり(※2) ・申立て手数料の1.5倍(申立人として参加する場合) ・1,000円(それ以外の場合)
(審判を受ける者となるべき者による) 利害関係参加の申出の却下	利害関係参加の申出をした者	法42Ⅵ, 258Ⅰ	
排除の裁判	排除された者	法43Ⅱ, 258Ⅰ	
法令により手続を続行する資格のある者による受継の申立ての却下	受継を申立てた者	法44Ⅱ, 258Ⅰ	
当事者からの, 家事審判事件の記録の開覧若しくは謄写, 正本, 謄本若しくは抄本の交付又は家事審判事件に関する事項の証明書の交付, 録音テープ又はビデオテープ複製の許可の申立ての却下	許可を申立てた者	法47Ⅷ, 254Ⅵ	
法47条9項の規定による裁判(法47条8項の規定による即時抗告を不当遅延目的と認めて原審却下する裁判)	法47条8項の規定による即時抗告を申立てた者	法47Ⅹ	
申立書却下命令(記載事項に不備があり, 申立人が不備を修正しない場合)	申立人	法49Ⅵ, 201Ⅵ, 242Ⅲ, 255Ⅴ	
証人の不出頭に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64Ⅰ, 258Ⅰ, 民訴法192Ⅱ	
証人の証言拒絶についての裁判	当事者, 証人	法64Ⅰ, 258Ⅰ, 民訴法199Ⅱ	
証人の証言拒絶を理由がないとする裁判が確定した後の証人の正当な理由のない証言拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64Ⅰ, 258Ⅰ, 民訴法200, 192Ⅱ	

事項	即時抗告申立権者	根拠条文(※1)	備考
証人の宣誓拒絶についての裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法201V, 199II	
証人の宣誓拒絶を理由がないとする裁判が確定した後の証人の正当な理由のない宣誓拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法201V, 192II	
宣誓をした当事者の虚偽の陳述に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法209II	
鑑定人(鑑定嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の忌避を理由がないとする裁判	忌避の申立てをした者	法64I, 258I, 民訴法214IV(218)	
鑑定人(鑑定嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の鑑定拒絶についての裁判	当事者, 鑑定人	法64I, 258I, 民訴法216(218), 199II	
鑑定人の不出頭に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法216, 192II	
鑑定人の宣誓拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法216, 192II	
鑑定人(鑑定嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の鑑定拒絶を理由がないとする裁判が確定した後の鑑定人(鑑定嘱託を受けた官公署又は法人を含む。)の正当な理由のない鑑定拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法216(218), 192II	
文書(文書に準ずる物件を含む。)提出命令の申立てを却下する裁判	文書提出命令の申立てをした者	法64I, 258I, 民訴法223VII(231)	
文書(文書に準ずる物件を含む。)提出命令の申立てを認容する裁判	提出を命じられた所持者	法64I, 258I, 民訴法223VII(231)	
第三者が文書(文書に準ずる物件を含む。)提出命令に従わない場合の過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法225II(231)	
筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令の申立てを却下する裁判	筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令の申立てをした者	法64I, 258I, 民訴法229II, 223VI	
筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令の申立てを認容する裁判	提出を命じられた所持者	法64I, 258I, 民訴法229II, 223VII	
第三者が筆跡等の対照の用に供すべき筆跡又は印影を備える文書その他の物件の提出命令に従わない場合の過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法229VI	
文書(文書に準ずる物件を含む。)の成立の真正を争った者に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法230II(231)	
検証物提示命令・検証受忍命令の申立てを却下する裁判	検証物提示命令・検証受忍命令の申立てをした者	法64I, 258I, 民訴法232I, 223VII	
検証物提示命令・検証受忍命令の申立てを認容する裁判	提示・受忍を命じられた者	法64I, 258I, 民訴法232I, 223VII	
第三者が検証物提示命令に従わない場合の過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64I, 258I, 民訴法232III	
当事者の不出頭に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64VI, 258I, 民訴法192II	
当事者の宣誓拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64VI, 258I, 民訴法209II	
当事者の陳述拒絶に対する過料の裁判	過料の裁判を受けた者	法64VI, 258I, 民訴法209II	
申立書却下命令(相手方(推定相続人廃除の審判事件における廃除を求められた推定相続人を含む。)への申立書の写しの送付又はこれに代わる通知をすることができない場合)	申立人	法67II(188IV), 256II, 49VI	

事項	即時抗告申立権者	根拠条文(※1)	備考
申立却下命令(相手方(推定相続人廃除の審判事件における廃除を求められた推定相続人を含む。)への申立書の写しの送付又はこれに代わる通知の費用の予納を命じたが、予納がない場合)	申立人	法67Ⅳ(188Ⅳ), 256Ⅱ	
更正決定(審判以外の裁判に対する更正決定を含む。)	更正後の裁判が原審判であるとした場合に即時抗告をすることができる者	法77Ⅲ(81Ⅰ), 258Ⅰ	※審判に対し適法な即時抗告があったときは、することができない。
更正決定(審判以外の裁判に対する更正決定を含む。)の申立てを不適法として却下する裁判	更正決定を申立てた者	法77Ⅳ(81Ⅰ), 258Ⅰ	※審判に対し適法な即時抗告があったときは、することができない。
受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議の申立てについての裁判	異議を申立てた者	法100Ⅱ	
再審の申立てを棄却する裁判	原審判その他の裁判に対し即時抗告をすることができる者	法103Ⅴ	
遺産の換価を命ずる裁判(相続財産の換価を命ずる裁判)	相続人(相続財産の換価を命ずる裁判においては相続財産の管理人)	法194Ⅴ, 207	
調停調書の更正決定	当事者	法269Ⅲ	
調停調書の更正決定の申立てを不適法として却下する決定	更正決定を申立てた者	法269Ⅳ	

※1 「法」は家事法、「民訴法」は民事訴訟法である。

※2 ※2を付した項以外の手数料は1000円である。

(別紙第3)
保全処分一覧表

保全処分	本案	申立権者	手数料 (円)	即時抗告	新法等(※1)	旧法、旧規則等 (※2)	
財産の管理者の選任等の申立て	後見開始	職権、事件の関係人	不要	×	126 I	規23 I	
	保佐開始	職権、事件の関係人			134 I, 126	規30 I	
	補助開始	職権、事件の関係人			143 I, 126	規30の8 I	
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更	職権、事件の関係人			158 I	規47, 106 I, 23 I	
	共有財産の分割	—		—	—	(独立にはできず、財産管理者変更の審判に附帯して行われる。)	規48Ⅲ, 106 I, 23 I
	遺産の分割	職権、事件の関係人		×	200 I	規106 I, 23 I	
財産の管理者の後見等を受けるべきことを命ずる処分等の申立て	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	職権、事件の関係人	不要	×	242Ⅲ, 158 I	特規25, 規47, 48Ⅲ, 106 I, 23 I	
	後見開始	本案審判の申立人			126 II	規23 II	
	保佐開始	本案審判の申立人			134 II	規30 II	
親権者等の職務執行停止の申立て	補助開始及び補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	本案審判の申立人	不要	○	143 II	規30の8 II	
	成年後見人解任	職権、本案審判の申立人			127 I	規86, 74 I	
	成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			127 V, 127 I	規92 II, 74 I	
	保佐人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93Ⅲ, 74 I	
	保佐監督人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93Ⅲ, 74 I	
	補助人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93Ⅲ, 74 I	
	補助監督人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93Ⅲ, 74 I	
	特別養子縁組の成立	本案審判の申立人			166 I	規64の5 I	
	特別養子縁組の離縁	本案審判の申立人			166 V, 166 I	規64の12, 64の5 I	
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失	本案審判の申立人			174 I	規74 I	
	親権者指定	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175Ⅲ	規70, 74 I	
	親権者変更	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175Ⅲ	規72, 74 I	
	未成年後見人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規86, 74 I	
	未成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規92 II, 74 I	
	遺言執行者の解任	本案審判の申立人			215 I	規126 I, 74 I	
	任意後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			225 I, 127 I	特規3の9Ⅲ, 規74 I	
	任意後見人解任	職権、本案審判の申立人			225 II, 127 I	特規3の10, 規74 I	
	親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失	本案審判の申立人			242Ⅲ, 174 I	特規27, 規74 I	

保全処分	本案	申立権者	手数料 (円)	即時抗告	新法等(※1)	旧法、旧規則等 (※2)
親権者等の職務代行者選任の申立て	成年後見人解任	職権、本案審判の申立人	不要	×	127 I	規86, 74 I
	成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			127 V, 127 I	規92 II, 74 I
	保佐人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93 III, 74 I
	保佐監督人解任	職権、本案審判の申立人			135, 127 I	規93 III, 74 I
	補助人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93 III, 74 I
	補助監督人解任	職権、本案審判の申立人			144, 127 I	規93 III, 74 I
	特別養子縁組の成立	本案審判の申立人			166 I	規64の5 I
	特別養子縁組の離縁	本案審判の申立人			166 V, 166 I	規64の12, 64の5 I
	親権喪失、親権停止又は管理権喪失	本案審判の申立人			174 I	規74 I
	親権者の指定	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 III	規70, 74 I
	親権者の変更	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 III	規72, 74 I
	未成年後見人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規86, 74 I
	未成年後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			181, 127 I	規92 II, 74 I
	遺言執行者の解任	本案審判の申立人			215 I	規126 I, 74 I
	任意後見監督人解任	職権、本案審判の申立人			225 I, 127 I	特規3の9 III, 規74 I
親権を行う者につき破産手続が開始された場合における管理権喪失	本案審判の申立人	242 III, 174 I	特規27, 規74 I			
仮差押え・仮処分その他の保全処分の申立て	子の監護に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)	1000	○	157 I ③	規52の2, 61
	夫婦間の協力扶助に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			157 I ①	規46, 95, 52の2
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	本案審判の申立人又は夫婦の他の一方			158 II	規47, 106 I, 52の2
	共有財産分割	—			(独立にはできず、財産管理者変更の審判に付随して行われる。)	規48 III, 106 I, 52の2
	婚姻費用の分担に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			157 I ②	規51, 52の2
	財産の分与に関する処分	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			157 I ④	規56, 52の2
	親権者の指定	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 I	規70, 52の2
	親権者の変更	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			175 I	規72, 52の2
	扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			187 ①	規95, 52の2
	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	本案審判又は本案調停の申立人(※3)			187 ②	規95, 52の2
	遺産の分割	本案審判又は本案調停の申立人又は相手方(※3)			200 II	規106 I, 52の2
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	本案審判の申立人又は夫婦の他の一方			242 III, 158 II	特規25, 規47, 106 I

保全処分	本案	申立権者	手数料 (円)	即時抗告	新法等(※1)	旧法、旧規則等 (※2)
養子となるべき者の監護者選任の申立て	特別養子縁組の成立	本案審判の申立人	不要	○	166 I	規64の5 I
児童との面会又は通信の制限の申立て	都道府県に措置についての承認	本案審判の申立人	不要	○	239	特規18の2
即時抗告が提起された場合における審判前の保全処分の執行停止の申立て又は執行処分の取消しの申立て	即時抗告	即時抗告提起人	500	×	111	規15の3Ⅲ
審判前の保全処分の取消しの申立て	—	職権、本案の認容審判に対して即時抗告権を有する者	不要	○(※4)	112 I	規15の4 I
審判前の保全処分を取り消す審判における原状回復の申立て	—	保全処分の債務者	不要	○(※5)	115, 民保33	法15の3Ⅶ, 民保33
財産の管理者の権限外行為の許可の申立て	後見開始	財産の管理者	不要	×	126Ⅶ, 民28	法15の3 I 法16, 民28
	保佐開始	財産の管理者			134Ⅵ, 民法28	
	補助開始	財産の管理者			143Ⅵ, 民法28	
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更	財産の管理者			158Ⅲ, 民法28	
	共有財産の分割	財産の管理者			独立した申立ては不可	
	遺産の分割	財産の管理者			200Ⅲ, 民法28	
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	財産の管理者			242Ⅲ, 158Ⅲ, 民法28	
財産の管理者に対する報酬付与の申立て	後見開始	財産の管理者	不要	×	126Ⅶ, 民法29Ⅱ	法15の3 I, 法16, 民29Ⅱ
	保佐開始	財産の管理者	不要		134Ⅵ, 民法29Ⅱ	
	補助開始	財産の管理者	不要		143Ⅵ, 民法29Ⅱ	
	夫婦財産契約による財産の管理者の変更	財産の管理者	不要		158Ⅲ, 民法29Ⅱ	
	共有財産の分割	—	—		独立した申立ては不可	
	遺産の分割	財産の管理者	不要		200Ⅲ, 民法29Ⅱ	
	破産手続が開始された場合における夫婦財産契約による財産の管理者の変更等	財産の管理者	不要		242Ⅲ, 158Ⅲ, 民法29Ⅱ	

※1 「民法」は民法、「民保」は民事保全法、いずれも記載がないものは家事事件手続法を示す。

※2 「規」は家事審判規則、「特規」は特別家事審判規則、「法」は家事審判法、「民法」は民法、「民保」は民事保全法を示す。

※3 旧法下における申立権者は、本案審判の申立人(又は相手方)のみであり、本案調停の申立人(又は相手方)は含まれない。

※4 110条第1項各号に掲げる保全処分に関するものを除く。

※5 原状回復の裁判に対する不服を理由としてその本体である審判前の保全処分を取り消す裁判に対し、即時抗告をすることができる。

(別紙第4)

審判事件別保全処分事件一覧表

別表	項	本案事件名	財産管理者の選任等	管理者の後見命令 (保佐命令、補助命令)	職務執行停止等	仮差押、仮処分等	その他
別表第1	1	後見開始	126 I	126 II			
	5	成年後見人解任			127 I		
	8	成年後見監督人解任			127 V, 127 I		
	17	保佐開始	134 I, 126 I	134 II			
	24	保佐人解任			135, 127 I		
	28	保佐監督人解任			135, 127 I		
	36	補助開始	143 I, 126 I	143 II			
	43	補助人解任			144, 127 I		
	47	補助監督人解任			144, 127 I		
	58	夫婦財産契約による財産の管理者 の変更等(共有財産分割含む)	158 I			158 II	
	63	特別養子縁組成立			166 I		166 I (養子となるべき者の監護 者の選任)
	64	特別養子縁組離縁			166 V, 166 I		
	67	親権喪失、親権停止又は管理権喪 失			174 I		
	73	未成年後見人解任			181, 127 I		
	76	未成年後見監督人解任			181, 127 I		
	106	遺言執行者解任			215 I		
	117	任意後見監督人の解任			225 I, 127 I		
	120	任意後見人の解任			225 II, 127 I		
127	児童福祉法28条1項の事件(都道 府県の措置についての承認)					239(児童との面会又は通信の制限)	
131	破産法61条1項前段(夫婦財産契 約による財産の管理者の変更等)	242 III, 158 I			242 III, 158 II		
132	破産法61条1項後段(管理権喪 失)			242 III, 174 I			
別表第2	1	夫婦の協力扶助				157 I ①	
	2	婚姻費用分担				157 I ②	
	3	子の監護に関する処分				157 I ③	
	4	財産分与				157 I ④	
	8	親権者の指定・変更			175 III	175 I	
	9	扶養の順位の設定及びその決定の 変更又は取消し				187 ①	
	10	扶養の程度又は方法についての決 定及びその決定の変更又は取消し				187 ②	
12	遺産分割	200 I			200 II		

※条文はいずれも家事事件手続法である。

(別紙第5)

戸籍通知を要する事件一覧表

別表	項 (旧法 家事審判法)	事件名	戸籍通知が必要となる終局事由	根拠条文 (家事事件手続規則)	通知先 (これらの地の戸籍事務管掌者に通知をする。)
別表第1	56 甲4	失踪の宣告	審判確定	89 I	失踪者の本籍地
	57 "	失踪の宣告の取消し	審判確定	89 II	"
	63 甲8の2	特別養子縁組の成立	審判確定	93 II	養親の本籍地
	64 "	特別養子縁組の離縁	審判確定	94	養子の本籍地
	66 甲12	親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	審判確定	95	子の本籍地
	66 乙9	推定相続人の廃除	審判確定	100	廃除された者の本籍地
	67 "	推定相続人の廃除の審判の取消	審判確定	"	"
	123 甲	就籍許可	審判の免効	119①	就籍しようとする地
	124 甲	戸籍の訂正についての許可	審判確定	119②	その戸籍のある地
別表第2	8 乙7	親権者の指定	審判確定、調停成立、 調停に代わる審判確定	95、130 II ②、136②	子の本籍地
	8 "	親権者の変更	審判確定、調停成立、 調停に代わる審判確定	"	"
調停	調停	離婚	調停成立、調停に代わる審判確定	130 II ①、136①	当該調停、審判に係る身分関係の当事者の本籍地
	"	離縁	調停成立、調停に代わる審判確定	"	"
合意に相当する審判	23、24条	婚姻無効確認	合意に相当する審判確定	134	当該審判に係る身分関係の当事者の本籍地
	"	婚姻取消し	合意に相当する審判確定	"	"
	"	協議離婚無効確認	合意に相当する審判確定	"	"
	"	協議離婚取消し	合意に相当する審判確定	"	"
	"	養子縁組無効確認	合意に相当する審判確定	"	"
	"	養子縁組取消し	合意に相当する審判確定	"	"
	"	協議離縁無効確認	合意に相当する審判確定	"	"
	"	協議離縁取消し	合意に相当する審判確定	"	"
	"	父の確定	合意に相当する審判確定	"	"
	"	嫡出否認	合意に相当する審判確定	"	"
	"	認知	合意に相当する審判確定	"	"
	"	認知無効	合意に相当する審判確定	"	"
	"	認知取消し	合意に相当する審判確定	"	"
	"	身分関係の存否確認	合意に相当する審判確定	"	"

(別紙第6)

戸籍記載の嘱託対象事件等一覧表

別表第一に掲げる事項に関する審判事件		
戸籍の記載の嘱託を要する審判 (これに代わる裁判を含む。)	根拠条文(家事事件手続規則)	戸籍記載の嘱託書の書式
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判	76 I ①	書式1(親権喪失型)
未成年後見人又は未成年後見監督人の選任の審判	76 I ②	書式2(未成年後見型)
未成年後見人又は未成年後見監督人の辞任についての許可の審判	76 I ③	
未成年後見人又は未成年後見監督人の解任の審判	76 I ④	
未成年後見人又は未成年後見監督人の権限の行使についての定め及びその取消しの審判	76 I ⑤	
性別の取扱いの変更の審判	76 I ⑥	書式4(性別の取扱い変更型)

審判前の保全処分に関する事件			
本案事件	嘱託が必要となる場合	根拠条文 (家事事件手続規則)	戸籍記載の嘱託書の書式
特別養子縁組成立事件	親権者、未成年後見人の職務の執行停止及び職務代行者の選任審判、職務代行者の改任審判の発効又は失効	76 II ①	書式3(保全型)
特別養子縁組離縁事件	"	"	
親権喪失、親権停止又は管理権喪失の審判	親権者の職務の執行停止及び職務代行者の選任審判、職務代行者の改任審判の発効又は失効	76 II ②	
親権者指定事件	"	"	
親権者変更事件	"	"	
未成年後見人の解任事件	未成年後見人の職務の執行停止及び職務代行者の選任審判、職務代行者の改任審判の発効又は失効	76 II ③	
未成年後見監督人の解任事件	未成年後見監督人の職務の執行停止及び職務代行者の選任審判、職務代行者の改任審判の発効又は失効	"	

家事事件の申立ての取下げについて

審判事件

【原則】 特別の定めがある場合を除き、審判があるまで、その全部又は一部を取り下げることができる（家事法82条1項）。

【例外】

別表第二に掲げる事項についての家事審判の申立ては、審判が確定するまで、その全部又は一部を取り下げることができる。ただし、申立ての取下げは、審判がされた後にあっては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない（家事法82条2項）。

【取下擬制】

申立人（別表第二審判事件のうち、申立ての取下げについて相手方の同意を要する場合にあっては、当事者双方）が連続して2回、呼出しを受けた家事審判の手続の期日に出席せず、又は呼出しを受けた家事審判の手続の期日において陳述をしないで退席をしたときは、取下げがあったものとみなすことができる（家事法83条）。

別表第一審判事件のうち特別の定めのある事件

審判がされる前であっても、家庭裁判所の許可を得なければ取下げをすることができない事件

- 1 成年後見に関する審判事件（家事法121条）
 - ・ 成年後見開始
 - ・ 民法843条2項及び3項による成年後見人の選任
- 2 保佐に関する審判事件（家事法133条, 121条）
 - ・ 保佐開始
 - ・ 保佐人の選任
- 3 補助に関する審判事件（家事法142条, 121条）
 - ・ 補助開始
 - ・ 補助人の選任
- 4 未成年後見に関する審判事件（家事法180条, 121条）
 - ・ 未成年後見人の選任
- 5 遺言の確認又は遺言書の検認（家事法212条）
- 6 任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任（法221条）

別表第二審判事件のうち特別の定めのある事件

相手方が本案について書面を提出し、又は家事審判事件の手続の期日にお

いて陳述をした後にあっては、相手方の同意を得なければ取下げの効力が生じない事件

- 1 財産の分与に関する処分の審判（家事法153条）
- 2 遺産の分割の審判（家事法199条, 153条）

審判前の保全処分

審判前の保全処分の審判がされた後であっても、その全部又は一部を取り下げることができる（家事法106条4項）。

調停事件

【原則】 家事調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げることができる（家事法273条）。

【例外】

- 1 合意に相当する審判がされた後は、相手方の同意を得なければ、取下げはその効力を生じない（家事法278条）。
- 2 調停に代わる審判がされた後は取下げをすることができない（家事法285条1項）。

(別紙)

家事審判事件						
手続の流れ	原則	別表第一		別表第二		審判前の 保全処分
		原則	例外 後見開始等に関する事 件(※2)	原則	例外 財産分与に関する処分の 審判 遺産の分割の審判	
申立て						
↓	○	○	△ 家庭裁判所の許可が必要	○	○ 相手方が本案について書 面を提出又は家事審判の 手続の期日で陳述 △ 相手方の同意が必要	○
審判						
↓	×	×	×	△ 相手方の同意が必要	△ 相手方の同意が必要	○
審判確定						
↓	×	×	×	×	×	○

※1 ○取下げ可, ×取下げ不可, △取下げに条件あり

※2 後見開始等に関する事件

後見開始, 民法843条2項及び3項の規定による成年後見人の選任, 保佐開始, 保佐人の選任,

補助開始, 補助人の選任, 未成年後見人の選任, 遺言の確認又は遺言書の検認,

任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任及び任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任

家事調停事件			
手続の流れ	原則	例外 合意に相当する審判を行 った場合	例外 調停に代わる審判を行っ た場合
申立て			
↓	○	○ 合意に相当する審判	○ 調停に代わる審判
		△ 相手方の同意が必要	×
調停事件の 終了	調停成立 調停不成 立 調停をしない措置	合意に相当する審判 の確定, 失効	調停に代わる審判の確 定, 失効
↓	×	×	×

(別紙第8)

主な審判事件一覧表

【別表第一事件】

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
成年後見									
1	後見開始	成年被後見人となるべき者の住所地(法117 I)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官(民7)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10 II)	成年被後見人となるべき者の陳述(法120 I ①) (ただし、心身の障害により成年被後見人となるべき者等の陳述を聴くことができないときはこの限りではない。以下△を付した部分についても同様)	申立人、利害関係参加人(法74 I) 成年後見人に選任される者(法122 II ①) 任意後見契約法10 IIIの規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人(法122 II ①) 成年被後見人となるべき者に通知(法122 II ①)	○ (法121 ①)	鑑定(法119 I)	甲	1
2	後見開始の審判の取消し	後見開始の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が後見開始等の裁判をした場合にあってはその第一審裁判所である家庭裁判所)以下※を付した部分についても同様(法117 II)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人及び成年後見人、未成年後見監督人及び成年後見監督人、検察官(民10) 【保佐開始又は補助開始の審判をする場合】 職権(民19 II)	【民10の場合】 成年被後見人△、成年後見人の陳述(法120 I ②) 医師の意見(法119 II)	申立人、利害関係参加人、成年被後見人(法74 I) 成年後見人、成年後見監督人(法122 II ②)			甲	1
3	成年後見人の選任	後見開始の審判をした家庭裁判所※ ただし、後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法117 II)	【後見開始の審判をするとき】 職権(民843 I) 【成年後見人が欠けたとき】 成年被後見人、成年被後見人の親族、その他利害関係人、職権(民843 II)、保護の実施機関(生活保護法81) 【成年後見人を更に選任するとき】 成年被後見人、成年被後見人の親族、その他利害関係人、職権、成年後見人(民843 III)	成年被後見人となるべき者又は成年被後見人の陳述△(法120 I ③) 成年後見人となるべき者の意見(法120 II ①)	申立人、利害関係参加人、選任された成年後見人(法74 I)	○ (法121 ②、③)		甲	14
4	成年後見人の辞任についての許可	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117 II)	成年後見人(民844)	なし	申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	15

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
5	成年後見人の解任	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	後見監督人, 成年被後見人, 成年被後見人の親族, 検察官, 職権(民846)	成年後見人の陳述(法120Ⅰ④)	申立人, 利害関係参加人, 成年後見人(法74Ⅰ)			甲	16
6	成年後見監督人の選任	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ) ただし, 後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは, その家庭裁判所(法117Ⅱ)	成年被後見人, 成年被後見人の親族, 成年後見人, 職権(民849)	成年被後見人又は成年被後見人となるべき者の陳述△(法120Ⅰ③) 成年後見監督人となるべき者の意見(法120Ⅱ②)	申立人, 利害関係参加人, 選任された成年後見監督人(法74Ⅰ)			甲	14
7	成年後見監督人の辞任についての許可	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	成年後見監督人(民852, 844)		申立人, 利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
8	成年後見監督人の解任	後見開始の審判をした家庭裁判所※(法117Ⅱ)	成年後見監督人, 成年被後見人, 成年被後見人の親族, 検察官, 職権(民852, 846)	成年後見監督人の陳述(法120Ⅰ⑤)	申立人, 利害関係参加人, 成年後見監督人(法74Ⅰ)			甲	16
保佐									
17	保佐開始	被保佐人となるべき者の住所地(法128Ⅰ)	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 後見人, 後見監督人, 補助人, 補助監督人, 検察官(民11本文), 市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2, 知的障害者福祉法28, 老人福祉法32), 任意後見受任者, 任意後見人, 任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)	被保佐人となるべき者の陳述(法130Ⅰ①)	申立人, 利害関係参加人, 被保佐人となるべき者(法74Ⅰ) 保佐人に選任される者, 任意後見契約法10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人(法131①)	○ (法133, 121)	鑑定(法133, 119)	甲	2
18	保佐人の同意を得なければならない行為の定め	保佐開始の審判をした家庭裁判所 ただし, 保佐開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは, その家庭裁判所(法128Ⅱ)	本人, 配偶者, 四親等内の親族, 後見人, 後見監督人, 補助人, 補助監督人, 検察官, 保佐人, 保佐監督人(民13Ⅲ, 11本文), 市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2, 知的障害者福祉法28, 老人福祉法32), 任意後見受任者, 任意後見人, 任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)	被保佐人となるべき者又は被保佐人の陳述(法130Ⅰ②)	申立人, 利害関係参加人, 被保佐人又は被保佐人となるべき者(法74Ⅰ) 保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐人又は保佐監督人の選任の審判と同時にされる場合)にあっては, 保佐人となるべき者又は保佐監督人となるべき者(法131②)			甲	7

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
19	保佐人の同意に代わる許可	保佐開始の審判をした家庭裁判所※	被保佐人(民13Ⅲ)	保佐人の陳述(法130Ⅰ③)	申立人、利害関係参加人、被保佐人(法74Ⅰ) 保佐人、保佐監督人(法131③)			甲	2
20	保佐開始の審判の取消し	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官(民14Ⅰ) 【後見開始又は補助開始の審判をする場合】 職権(民19Ⅰ、Ⅱ)	【民14Ⅰの場合】 被保佐人及び保佐人の陳述(法130Ⅰ④) 医師の意見(法133、119Ⅱ)	申立人、利害関係参加人、被保佐人(法74Ⅰ) 保佐人、保佐監督人(法131④)			甲	2
21	保佐人の同意を得なければならぬ行為の定め審判の取消し	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官(民14Ⅱ、Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、被保佐人(法74Ⅰ) 保佐人、保佐監督人(法131⑤)			甲	2
22	保佐人の選任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※ ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法128Ⅱ)	【保佐開始の審判をするとき】 職権(民876の2Ⅰ) 【保佐人が欠けた場合】 被保佐人、被保佐人の親族、その他利害関係人、職権(民876の2Ⅱ、843Ⅱ) 【成年後見人を更に選任する場合】 被保佐人、その親族、その他利害関係人、保佐人、職権(民876の2Ⅱ、843Ⅲ)	被保佐人となるべき者又は被保佐人の陳述(法130Ⅰ⑤) 保佐人となるべき者の意見(法130Ⅱ①)	申立人、利害関係参加人、選任された保佐人(法74Ⅰ)	○ (法133、121)		甲	14
23	保佐人の辞任についての許可	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	保佐人(民876の2Ⅱ、844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
24	保佐人の解任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	保佐監督人、被保佐人、被保佐人の親族、検察官、職権(民876の2Ⅱ、846)	保佐人の陳述(法130Ⅰ⑥)	申立人、利害関係参加人、保佐人(法74Ⅰ)			甲	16

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
26	保佐監督人の選任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※ ただし、保佐開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法128Ⅱ)	被保佐人、被保佐人の親族、保佐人、職権(民876の3Ⅰ)	被保佐人となるべき者又は被保佐人の陳述(法130Ⅰ⑤) 保佐監督人となるべき者の意見(法130Ⅱ②)	申立人、利害関係参加人、選任された保佐監督人(法74Ⅰ)			甲	14
27	保佐監督人の辞任についての許可	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	保佐監督人(民876の3Ⅱ、844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
28	保佐監督人の保任	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	保佐人、被保佐人、被保佐人の親族、検察官、職権(民876の3Ⅱ、846)	保佐監督人の陳述(法130Ⅰ⑦)	申立人、利害関係参加人、保佐監督人(法74Ⅰ)			甲	16
32	保佐人に対する代理権の付与	保佐開始の審判をした家庭裁判所※ ただし、保佐開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法128Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官、保佐人、保佐監督人(民876の4Ⅰ、11本文)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ)		申立人、利害関係参加人、保佐人(法74Ⅰ) 被保佐人及び保佐監督人(当該審判が保佐監督人の選任と同時にされる場合にあつては、保佐監督人となるべき者)(法131⑥)		本人の同意(民876の4Ⅱ)	甲	2
33	保佐人に対する代理権の付与の審判の取消し	保佐開始の審判をした家庭裁判所※(法128Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人、検察官、保佐人、保佐監督人(民876の4Ⅲ)		申立人、利害関係参加人、保佐人(法74Ⅰ) 被保佐人及び保佐監督人(法131⑦)			甲	2

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
補助									
36	補助開始	被補助人となるべき者の住所地(法136 I)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官(民15 I)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10 II)	被補助人となるべき者の陳述(法139 I ①) 医師その他の適当な者の意見(法138)	申立人、利害関係参加人、被補助人となるべき者(法74 I) 補助人に選任される者、任意後見契約法10条第3項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人(法140 ①)	○ (法142、121)	本人の同意(民15 II)	甲	2の2
37	補助人の同意を得なければならぬ行為の定め	補助開始の審判をした家庭裁判所※ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136 II)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人(民17 I、15 I 本文)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10 II) *		申立人、利害関係参加人、被補助人又は被補助人となるべき者(法74 I) 補助人、補助監督人(当該審判が補助人又は補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助人となるべき者又は補助監督人となるべき者)(法140 ②)		本人の同意(民17 II) * 任意後見契約に関する法律10条2項の規定により任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人は保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立てと同時に進行する場合に申立権を有すると解されている。	甲	2の2
38	補助人の同意に代わる許可	補助開始の審判をした家庭裁判所※	被補助人(民17 III)	補助人の陳述(法139 I ②)	申立人、利害関係参加人(法74 I) 補助人、補助監督人(法140 ③)			甲	2の2
39	補助開始の審判の取消し	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136 II)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人、検察官(民18 I・III) 【後見開始又は保佐開始の審判をする場合】 職権(民19 I、II)	【民18 I又はIIIの場合】 被補助人及び補助人の陳述(法139 I ③)	申立人、利害関係参加人、被補助人(法74 I) 補助人、補助監督人(法140 ④)			甲	2の2
40	補助人の同意を得なければならぬ行為の定めの審判の取消し	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136 II)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、補助人、補助監督人、検察官(民18 II)		申立人、利害関係参加人、被補助人(法74 I) 補助人、補助監督人(法140 ⑤)			甲	2の2

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
41	補助人の選任	補助開始の審判をした家庭裁判所※ ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136Ⅱ)	【補助開始の審判をするとき】 職権(民876の7Ⅰ) 【補助人が欠けた場合】 被補助人、被補助人の親族、その他利害関係人、職権(民876の7Ⅱ、843Ⅱ) 【補助人を更に選任する場合】 被補助人、その親族、その他利害関係人、職権(民876の7Ⅱ、843Ⅲ)	被補助人となるべき者又は被補助人の陳述(法139Ⅰ④) 補助人となるべき者の意見(法139Ⅱ①)	申立人、利害関係参加人、選任された補助人(法74Ⅰ)	○ (法142、121)		甲	14
42	補助人の辞任についての許可	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	補助人(民876の7Ⅱ、844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
43	補助人の解任	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	補助監督人、被補助人、被補助人の親族、検察官、職権(民876の7Ⅱ、846)	補助人の陳述(法139Ⅰ⑤)	申立人、利害関係参加人、補助人(法74Ⅰ)			甲	16
45	補助監督人の選任	補助開始の審判をした家庭裁判所※ ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法136Ⅱ)	被補助人、被補助人の親族、補助人、職権(民876の8Ⅰ)	被補助人となるべき者又は被補助人の陳述(法139Ⅰ④) 補助監督人となるべき者の意見(法139Ⅱ②)	申立人、利害関係参加人、選任された補助監督人(法74Ⅰ)			甲	14
46	補助監督人の辞任についての許可	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	補助監督人(民876の8Ⅱ、844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
47	補助監督人の解任	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法136Ⅱ)	補助人、被補助人、被補助人の親族、検察官、職権(民876の8Ⅱ、846)	補助監督人の陳述(法139Ⅰ⑥)	申立人、利害関係参加人、補助監督人(法74Ⅰ)			甲	16

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
51	補助人に対する代理権の付与	補助開始の審判をした家庭裁判所※ただし、補助開始の審判が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法138Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、検察官、補助人、補助監督人(民876の9Ⅰ)、市町村長(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律51の11の2、知的障害者福祉法28、老人福祉法32)、任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人(任意後見契約に関する法律10Ⅱ) *		申立人、利害関係参加人、補助人(法74Ⅰ) 補助人、補助監督人(当該審判が補助監督人の選任の審判と同時にされる場合にあっては、補助監督人となるべき者)(法140⑥)		本人の同意(民876の9Ⅱ) * 任意後見契約に関する法律10条2項の規定により任意後見受任者、任意後見人及び任意後見監督人は保佐開始の審判又は補助開始の審判の申立と同時に申立権を有すると解されている。	甲	2の2
52	補助人に対する代理権の付与の審判の取消し	補助開始の審判をした家庭裁判所※(法138Ⅱ)	本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官、補助人、補助監督人(民876の9Ⅱ、876の4Ⅲ、Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、補助人(法74Ⅰ) 被補助人及び補助監督人(法140⑦)			甲	2の2
不在者の財産の管理									
55	不在者の財産の管理に関する処分	不在者の従来の住所地又は居住地(法145)	利害関係人、検察官(民25Ⅰ)		申立人、利害関係参加人、選任された不在者財産管理人(法74Ⅰ)			甲	3
失踪宣告									
56	失踪の宣告	不在者の従来の住所地又は居住地(法148Ⅰ)	利害関係人(民30)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	4
57	失踪の宣告の取消し	失踪者の住所地(法149Ⅰ)	本人、利害関係人(民32)		申立人、利害関係参加人、失踪者(事件の記録上失踪者の住所又は居所が判明している場合に限る。)(法74Ⅰ、149Ⅲ)			甲	4

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
親子									
59	嫡出否認の訴えの特別代理人の選任	子の住所地(法159 I)	夫(民774, 775)、その他嫡出否認の訴えを提起し得る者(人事訴訟法41, 14)		申立人、利害関係参加人、選任された特別代理人(法74 I)			甲	5
60	子の氏の変更についての許可	子の住所地(子が複数あるときは子のうちの1人の住所地)(法160 I)	子(子が満15歳未満であるときは、その法定代理人)(民791 I, III)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	6
61	養子縁組をするについての許可	養子となるべき者の住所地(法161 I)	養親となるべき者(民794, 798)	養子となるべき者(16歳以上のもの)、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述(法161 III)	申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	7
62	死後離縁をするについての許可	申立人の住所地(法162 I)	養子縁組の生存当事者(民811 VI)		申立人、利害関係参加人(法74 I) *		* 養子の死後に死後離縁の許可の申立てがあったときは、申立人が不適当であるとき又は申立てに理由がないことが明らか名時を除き、養子を代襲して養親の相続人となるべき者に通知(事件の記録上その者の氏名及び住所が判明している場合に限る。)(162 III)	甲	8
63	特別養子縁組の成立	養親となるべき者の住所地(164 I)	養親となる者(民817の2 I)	【成立の審判をする場合】 養子となるべき者の父母、養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人の陳述(法164 III) (養子となるべき者の父母の同意がないときは、審問において陳述聴取をする必要がある。) 【却下の審判をする場合】 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人の陳述(法164 IV)	申立人、利害関係参加人、養子となるべき者の父母(法74 I.) 養子となるべき者に対し親権を行う者及び養子となるべき者の未成年後見人、養子となるべき者の父母に対し親権を行う者及び養子となるべき者の父母の後見人(法164 V) *		* 審判が確定したときは、当該養子縁組のあっせんをした児童相談所等及び当該養子縁組について家庭裁判所からの嘱託に応じ調査を行った児童相談所に通知(規93 III)	甲	8の2

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
64	特別養子縁組の離縁	養親の住所地(165 I)	養子, 実父母, 検察官(民817の10)	<p>【離縁の審判をする場合】 養子(15歳以上のもの), 養親, 養子の実父母(これらの者の陳述聴取は, 審問期日においてする必要がある。), 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人, 養親の後見人, 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人の陳述(法165Ⅲ)</p> <p>【却下の審判をする場合】 養子の実父母(申立人を除く), 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人, 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人の陳述(法165Ⅳ)</p>	申立人, 利害関係人参加人, 養親, 養子及びその実父母(法74 I), 養子に対し親権を行う者及び養子の後見人, 養親の後見人, 養子の実父母に対し親権を行う者及び養子の実父母の後見人(法165 V)*		* 養子の年齢及び発達の状態その他一切の事情を考慮して養子の利益を害すると認める場合には, 養子に告知することを要しない(法165Ⅵ)	甲	802
親権									
65	子に関する特別代理人の選任	子の住所地(法167)	親権を行う者(民828) 子の親族その他の利害関係人(民840類推)		申立人, 利害関係人参加人, 選任された特別代理人(法74 I)			甲	10
67	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失	子の住所地(法167)	子, その親族, 未成年後見人, 未成年後見監督人, 検察官(民834, 834の2 I, 835), 児童相談所長(児童福祉法33の7)	子(15歳以上のもの), 子の親権者の陳述(法169 I ①)(子の親権者の陳述聴取は, 審問期日においてする必要がある。)	申立人, 利害関係人参加人, 親権を喪失し, 若しくは停止され, 又は管理権を喪失する親権者(法74 I) 子(法170①)			甲	12
68	親権喪失, 親権停止又は管理権喪失の審判の取消し	子の住所地(法167)	本人, その親族(民836), 児童相談所長(児童福祉法33の7)	子(15歳以上のもの), 子に対し親権を行う者, 子の未成年後見人, 親権を喪失し, 若しくは停止され, 又は管理権を喪失した者の陳述(法169 I ②)	申立人, 利害関係人参加人, 親権を喪失し, 若しくは停止され, 又は管理権を喪失した親権者(法74 I) 子, 子に対し親権を行う者, 子の未成年後見人(法170②)			甲	12
69	親権又は管理権を辞し, 又は回復するについての許可	子の住所地(法167)	【親権又は管理権を辞するについての許可】 親権を行う父, 母(民837 I) 【親権又は管理権を回復するについての許可】 父, 母(民837 II)	<p>【親権又は管理権を辞するについての許可】 子(15歳以上のもの)の陳述(法169 I ③)</p> <p>【親権又は管理権を回復するについての許可】 子(15歳以上のもの), 子に対し親権を行う者, 子の未成年後見人の陳述(法169 I ④)</p>	申立人, 利害関係人参加人(法74 I)			甲	13

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
未成年後見									
70	養子の離縁後に未成年後見人となるべき者の選任	未成年被後見人の住所地(法176)	養子の親族その他の利害関係人(民811V)	未成年後見人となるべき者の意見(法178Ⅱ①)	申立人、利害関係参加人、選任された未成年後見人となるべき者(法74Ⅰ)			甲	702
71	未成年後見人の選任	未成年被後見人の住所地(法176)	【未成年後見人となるべき者がいない場合、又は未成年後見人が欠けた場合】 未成年被後見人、未成年被後見人の親族その他の利害関係人(民840Ⅰ)、辞任した未成年後見人(民845)、未成年後見監督人(民851②)、生活保護実施機関(生活保護法81)、児童相談所長(児童福祉法33の8Ⅰ) 【追加選任】 未成年後見人、未成年被後見人、未成年被後見人の親族その他の利害関係人、臨権(民840Ⅱ) 【父又は母が、親権、管理権を辞した場合又は親権喪失、親権停止、管理権喪失の審判を受けた場合】 当該父又は母(民841)	未成年被後見人(15歳以上の者に限る。)の陳述(法178Ⅰ①) 未成年後見人となるべき者の意見(法178Ⅱ①)	申立人、利害関係参加人、選任された未成年後見人(法74Ⅰ)、 ○(法180、法121)			甲	14
72	未成年後見人の辞任についての許可	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見人(民844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
73	未成年後見人の解任	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見監督人、未成年被後見人、未成年被後見人の親族、検察官、職権(民846)	未成年後見人の陳述(法178Ⅰ②)	申立人、利害関係参加人、未成年後見人(法74Ⅰ)			甲	16
74	未成年後見監督人の選任	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年被後見人、未成年被後見人の親族、未成年後見人、職権(民849)	未成年被後見人(15歳以上の者に限る。)の陳述(法178Ⅰ①) 未成年後見監督人となるべき者の意見(法178Ⅱ②)	申立人、利害関係参加人、選任された未成年後見監督人(法74Ⅰ)			甲	14
75	未成年後見監督人の辞任についての許可	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見監督人(民852、844)		申立人、利害関係参加人(法74Ⅰ)			甲	15
76	未成年後見監督人の解任	未成年被後見人の住所地(法176)	未成年後見監督人、未成年被後見人、未成年被後見人の親族、検察官、職権(民852、846)	未成年後見監督人の陳述(法178Ⅰ③)	申立人、利害関係参加人、未成年後見監督人(法74Ⅰ)			甲	16

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
扶養									
84	扶養義務の設定	扶養義務者となるべき者(複數いるときはそのうちの一人)の住所地(法182 I) 【保護者選任の申立てと一の申立てによりする場合】 精神障害者の住所地(法183)	扶養権利者又は扶養義務者(民877 II)	扶養義務者となるべき者の陳述(法184①)	申立人, 利害関係参加人, 扶養義務の設定を受ける者となるべき者(法74 I)			乙	8
85	扶養義務の設定の取消し	扶養義務の設定の審判をした家庭裁判所※(法182 II)	扶養権利者又は扶養義務者(民877 III)	扶養権利者の陳述(法184②)	申立人, 利害関係参加人, 扶養義務の設定を受けた者(法74 I)			乙	8
推定相続人の廃除									
86	推定相続人の廃除	被相続人の住所地(法188 I 本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地(法188 I ただし書)	被相続人(民892), 遺言執行者(民893)	廃除を求められた推定相続人の陳述(申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかなきを除く)(陳述聴取は, 審問期日においてする必要がある。)(法188 III)	申立人, 利害関係参加人, 廃除を求められた推定相続人(法74 I)		家事審判の申立書の写しの送付(法188 IV, 67)	乙	9
87	推定相続人廃除の審判の取消し	被相続人の住所地(法188 I 本文) 【被相続人の死亡後】 相続が開始した地(法188 I ただし書)	被相続人(民894 I), 遺言執行者(民894 II, 893)		申立人, 利害関係参加人, 廃除された推定相続人(法74 I)			乙	9
88	推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分	推定相続人の廃除の審判事件又は推定相続人の廃除の審判の取消しの審判事件が係属している家庭裁判所(その審判事件が係属していない場合にあつては相続が開始した地を管轄する家庭裁判所, その審判事件が抗告裁判所に係属している場合にあつてはその裁判所)(法189 I)	親族, 利害関係人, 検察官(民895 I)		申立人, 利害関係参加人, (管理人が選任された審判については)選任された管理人(法74 I)		高裁が第一審として家事審判の手続を行う場合あり	甲	23

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
相続の承認及び放棄									
89	相続の承認又は放棄をすべき期間の伸長	相続が開始した地(法201 I)	利害関係人、検察官(民915 I ただし書)		申立人、利害関係参加人、期間が伸長された相続人(法74 I)			甲	24
90	相続財産の保存又は管理に関する処分	相続が開始した地(法201 I)	利害関係人、検察官(民918 II、926 II、936 III、940 II)		申立人、利害関係参加人、(管理人の選任の審判については)選任された管理人(法74 I)			甲	25
91	限定承認又は相続の放棄の取消しの申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	限定承認・放棄の取消しをしようとする者(民919 IV)		*		* 申述人及び利害関係参加人に通知(規106 II)	甲	25の2
92	限定承認の申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	相続人(全員共同)(民922、923)		*		* 申述人及び利害関係参加人に通知(規106 II)	甲	26
94	限定承認を受理した場合における相続財産の管理人の選任	相続が開始した地(法201 I)、抗告裁判所が限定承認の申述を受理した場合にあっては、その裁判所(法201 III)	職権(法201 III、民936 I)		申立人、利害関係参加人、選任された管理人(法74 I)			甲	28
95	相続の放棄の申述の受理	相続が開始した地(法201 I)	相続人(民938)				* 申述人及び利害関係参加人に通知(規106 II)	甲	29
財産分離									
96	財産分離	相続が開始した地(法202 I ①)	【第1種財産分離】 相続債権者又は受遺者(民941 I) 【第2種財産分離】 相続人の債権者(民950 I)		申立人、利害関係参加人、相続人全員(法74 I)			甲	30
97	財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分	財産分離の審判事件に係属している家庭裁判所(抗告裁判所に係属している場合にあってはその裁判所、財産分離の裁判確定後にあっては財産分離の審判事件に係属していた家庭裁判所)(法202 I ②)	職権(民943 I)		申立人、利害関係参加人、(管理人の選任の審判については)選任された管理人(法74 I)		高等裁判所が第一審として家事審判の手続を行う場合あり	甲	32

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
相続人の不在									
99	相続人の不在の場合における相続財産の管理に関する処分	相続を開始した地(法203 I ①)	【相続財産管理人の選任】 利害関係人又は検察官(民952 I) 【権限外行為許可】 相続財産管理人(民953, 28) 【相続人搜索の抗告】 相続財産管理人, 検察官(民958)		申立人, 利害関係参加人, (管理人の選任の審判については)選任された管理人(法74 I)			甲	32
101	特別縁故者に対する相続財産の分与	相続を開始した地(法203 I ③)	被相続人と生計を同じくしていた者, 被相続人の療養看護に努めた者その他の被相続人と特別の縁故があった者(民958の3 I)	相続財産管理人の意見(法205)	申立人, 利害関係参加人(法74 I)*		* 相続財産管理人に申立ての通知及び審判確定の通知(規110 II)	甲	32の2
遺言									
102	遺言の確認	相続を開始した地(法209 I) ただし, 遺言者の生存中は, 遺言者の住所地(法209 II)	証人の一人, 利害関係人(民976 IV, 979 III)		申立人, 利害関係参加人(法74 I)	○ (法212)		甲	33
103	遺言書の検認	相続を開始した地(法209 I)	遺言書の保管者, 遺言書を発見した相続人(遺言保管者が存在しない場合)(民1004 I)		*	○ (法212)	調書作成(法211) *【遺言書の検認の期日の通知】 申立人及び相続人(規115 I) *【検認済通知】 遺言書の検認の期日に立ち会わなかった相続人, 受遺者その他の利害関係人(期日通知を受けた者を除く)	甲	34
104	遺言執行者の選任	相続を開始した地(法209 I)	利害関係人(民1010)	遺言執行者となるべき者の意見(法210 II)	申立人, 利害関係参加人, 選任された遺言執行者(法74 I)			甲	35
106	遺言執行者の解任	相続を開始した地(法209 I)	利害関係人(民1019 I)	遺言執行者の陳述(法210 I ①)	申立人, 利害関係参加人, 遺言執行者(法74 I) 相続人(法213 ①)			甲	37
107	遺言執行者の辞任についての許可	相続を開始した地(法209 I)	遺言執行者(民1019 II)		申立人, 利害関係参加人(法74 I)			甲	37

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
遺留分									
110	遺留分の放棄についての許可	被相続人の住所地 (法216 I ②)	遺留分を有する相続人(民1043 I)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			甲	39
任意後見契約法									
111	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任	任意後見契約法第2条第2号の本人の住所地(法217 I)	本人、配偶者、四親等内の親族、任意後見受任者(任意後見契約に関する法律4 I 本文)	本人の陳述△(法220 I ①) 医師その他適当な者の意見(法219) 任意後見監督人となるべき者の意見(法220 II) 任意後見受任者の意見(法220 III)	申立人、利害関係参加人、選任された任意後見監督人(法74 I) 本人、任意後見受任者(法222①)	○ (法221)			
112	任意後見監督人が欠けた場合における任意後見監督人の選任	任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をした家庭裁判所(抗告裁判所が当該任意後見監督人を選任した場合にあっては、その第一審裁判所である家庭裁判所)(法217 II) ただし、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは、その家庭裁判所(法217 II)	本人、その親族、任意後見人、職権(任意後見契約に関する法律4 IV)	本人の陳述△(法220 I ①) 任意後見監督人となるべき者の意見(法220 II)	申立人、利害関係参加人、選任された任意後見監督人(法74 I)	○ (法221)			
113	任意後見監督人を更に選任する場合における任意後見監督人の選任	同上	本人、その親族、任意後見人、職権(任意後見契約に関する法律4 V、IV)	本人の陳述△(法220 I ①) 任意後見監督人となるべき者の意見(法220 II)	申立人、利害関係参加人、選任された任意後見監督人(法74 I)			-	-
116	任意後見監督人の辞任についての許可	同上	任意後見監督人(任意後見契約に関する法律7IV、民844)		申立人、利害関係参加人(法74 I)			-	-

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
117	任意後見監督人の解任	同上	任意後見監督人、被任意後見人、その親族、検察官、職権(任意後見契約に関する法律7IV、民846)	任意後見監督人の陳述(法220I②)	申立人、利害関係参加人、任意後見監督人(法74I)			-	-
120	任意後見人の解任	同上	任意後見監督人、本人、その親族、検察官(任意後見契約に関する法律8)	任意後見人の陳述(法220I③)	申立人、利害関係参加人、任意後見人(法74I) 本人、任意後見監督人(法222③)			-	-
121	任意後見契約の解除についての許可	同上	本人、任意後見人(任意後見契約に関する法律9II)	本人及び任意後見人の陳述(法220I④)	申立人、利害関係参加人(法74I) 本人、任意後見人、任意後見監督人(法222④)			-	-
戸籍法									
122	氏又は名の変更についての許可	申立人の住所地(法226①)	【氏の変更についての許可】 氏を変更しようとする戸籍筆頭者及びその配偶者(戸籍法107I) 【名の変更についての許可】 名を変更しようとする者(戸籍法107の2)	【氏の変更についての許可の密判をする場合】 申立人と同一戸籍内にある者(15歳以上のものに限る。)の陳述(法229I)	申立人、利害関係参加人(法74I)			-	-
124	戸籍の訂正についての許可	その戸籍のある地(法228③)	【不適法な記載等の訂正】 利害関係人(戸籍法113) 【無効な行為の記載の訂正】 届出人、届出事件の本人(戸籍法114)		申立人、利害関係参加人(法74I) *		*【不適法な記載等の訂正】 申立てが当該戸籍の届出人又は届出事件の本人以外の者からされた場合には、申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないときを除き、当該届出人又は届出事件の本人に対し、申立ての通知(事件記録上これらの者の氏名及び住所又は居所が判明している場合に限り)(法228)		-

家事事件手続法		管轄裁判所	申立権者	必要的陳述聴取又は意見聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律									
126	性別の取扱いの変更	申立人の住所地(法232 I)	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条1項の要件に該当する性同一性障害者(同法3 I)		申立人, 利害関係参加人(法74 I)			-	-
児童福祉法									
127	都道府県の措置についての承認	児童の住所地(法234)	都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長(児童福祉法28 I, 32 I)	児童を現に監護する者, 児童に対し親権を行う者, 児童の未成年後見人, 児童(15歳以上のものに限る。)の陳述(申立てが不適法であるとき又は申立てに理由がないことが明らかとなるときを除く)(法236 I, 235)	申立人, 利害関係参加人(法74 I) 児童を現に監護する者, 児童に対し親権を行う者, 児童の未成年後見人(法237)			-	-
128	都道府県の措置の期間の更新についての承認	児童の住所地(法234)	都道府県知事又はその委任を受けた児童相談所長(児童福祉法28 II, 32 I)	同上	申立人, 利害関係参加人(法74 I) 児童を現に監護する者, 児童に対し親権を行う者, 児童の未成年後見人(法237)			-	-
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律									
130	保護者の順位の変更及び保護者の選任	精神障害者の住所地(法241 I)	利害関係人, 親族, 精神科病院長, 市区町村長等(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律20 II, 昭和38年10月2日家二第113号家庭局長回答)	【保護者の順位の変更】 先順位に変更される者の意見(法241 II ①) 【保護者の選任】 保護者となるべき者の意見(法241 II ②)	【保護者の順位の変更】 申立人, 利害関係参加人, 先順位に変更される者(法74 I) 【保護者の選任】 申立人, 利害関係参加人, 選任された保護者(法74 I)			-	-

【別表第二事件】

【調停】は管轄のみ表の下に注記する。

家事事件手続法		審判の場合の管轄裁判所(※)	申立権者	必要的陳述聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
婚姻等									
1	夫婦間の協力扶助に関する処分	夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所(法150①) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	夫、妻 (民752)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74 I)			乙	1
2	婚姻費用の分担に関する処分	夫又は妻の住所地を管轄する家庭裁判所(法150②) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	夫、妻 (民760)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74 I)			乙	3
3	子の監護に関する処分 (子の監護者の指定、面会交流、養育費、子の引渡し等)	子(父又は母を同じくする数人の子についての申立てに係るものにあつては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法150④) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	父、母、(子の監護者) (民766 II、III、749、771、788)	当事者の陳述(法68) 子(15歳以上のもの)の陳述(子の監護に要する費用の分担に関する処分の審判を除く。)(法152 II)	当事者、利害関係参加人 (法74 I)			乙	4
4	財産の分与に関する処分	夫又は妻であつた者の住所地を管轄する家庭裁判所(法150⑤) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	夫又は妻であつた者 (民768 II、749、771)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74 I)	○ 相手方の同意を要する場合あり (法153)		乙	5
5	離婚等の場合における家具等の所有権の承継者の指定	所有者の住所地を管轄する家庭裁判所(法150⑥) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	離婚等の一方当事者、その他の関係人 (民769 II、749、751 II、771)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人 (法74 I)			乙	6

家事事件手続法		審判の場合の管轄裁判所(※)	申立権者	必要的陳述聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
親子									
6	離縁等における祭具等の所有権の承継者の指定	所有者の住所を管轄する家庭裁判所(法163 I) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	離縁等的一方当事者, その他の関係人(民769 II, 808 II, 817)	当事者の陳述(法68)	当事者, 利害関係参加人(法74 I)			乙	6
親権									
7	養子の離縁後に親権者となるべき者の指定	子(父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分)の申立てに係るもの(法167) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	養子の父, 母, 養親(民811 IV)	当事者の陳述(法68)	当事者, 利害関係参加人(法74 I)			乙	6 の 2
8	親権者の指定又は変更	子(父又は母を同じくする数人の子についての親権者の指定若しくは変更又は第三者が子に与えた財産の管理に関する処分)の申立てに係るもの(法167) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	父, 母, 子の親族(民819 V, VI, 749) (指定については, 父, 母のみ)	当事者の陳述(法68) 【親権者の指定又は変更の審判をする場合】 子(15歳以上のもの)の陳述(法169 II)	当事者, 利害関係参加人(法74 I)			乙	7
扶養									
9	扶養の順位の設定及びその決定の変更又は取消し	相手方(数人に対する申立てに係るもの)にあつては, そのうちの一人)の住所を管轄する家庭裁判所(法182 III) 又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66 I)	扶養権利者, 扶養義務者(民878, 880)	当事者の陳述(法68)	当事者, 利害関係参加人(法74 I)			乙	8

家事事件手続法		審判の場合の管轄裁判所(※)	申立権者	必要的陳述聴取	告知の定め	取下制限	備考	家事審判法	
項	事項							類	号
10	扶養の程度又は方法についての決定及びその決定の変更又は取消し	相手方(数人に対する申立てに係るものにあつては、そのうちの一人)の住所地を管轄する家庭裁判所(法182Ⅲ)又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	扶養権利者、扶養義務者(民878, 880)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	8
相続									
11	相続の場合における祭具等の所有権の承継者の指定	相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法190Ⅰ)又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	相続人、利害関係を持つ親族又はこれに準ずる者(民897Ⅱ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			乙	6
遺産の分割									
12	遺産の分割	相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法191Ⅰ)又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	共同相続人(民907Ⅱ)、包括受遺者(民980)、相続分の受受人、遺言執行者(民1012)、相続人の債権者	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)		○相手方の同意を要する場合あり(法189,153)	乙	10
14	寄与分を定める処分	【遺産分割審判事件に係属している場合】当該遺産分割審判事件に係属している裁判所(法191Ⅱ)又は当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ) 【上記以外の場合】相続が開始した地を管轄する家庭裁判所(法191Ⅰ)又は当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	共同相続人中、被相続人の事象に関する労務の提供又は財産上の給付、被相続人の療養看護その他の方法により被相続人の財産の維持又は増加について特別の寄与をした者(民904の2Ⅱ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)		高裁が第一審として家事審判の手続を行う場合あり	乙	9の2
厚生年金保険法等									
15	請求すべき按分割合に関する処分	申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所(法233Ⅰ)又は 当事者が合意で定める家庭裁判所(法66Ⅰ)	夫又は妻であった者(厚生年金保険法78の2Ⅱ、国家公務員共済組合法93の5Ⅱ(私立学校教職員共済法25で準用)、地方公務員等共済組合法105Ⅱ)	当事者の陳述(法68)	当事者、利害関係参加人(法74Ⅰ)			-	-

※ 上記事項につき調停を申し立てる場合の管轄は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所(法245Ⅰ)である。

(別紙第9)

家事事件手続法及び家事審判法適用事件一覧表

※ 以下、「旧法」とあるのは家事審判法を、「新法」とあるのは家事事件手続法を、「整備法」とあるのは「非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」を示す。

【原則】

		根拠規定
旧法適用事件	整備法施行(平成25年1月1日)前に申し立てられた家事事件 (具体例) イ 整備法施行前に申し立てられた家事審判事件又は家事調停事件 ロ 整備法施行前に申し立てられた家事調停事件について調停が成立せず、整備法施行前に旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合の当該家事審判事件	整備法4条1号
	整備法施行(平成25年1月1日)前に職権で手続が開始された家事事件 (具体例) イ 整備法施行前に職権で手続が開始された家事審判事件 ロ 整備法施行前に旧法11条, 18条2項又は19条1項の規定により調停に付され、職権で手続が開始された家事調停事件	
新法適用事件	上記以外の家事事件	家事事件手続法附則2条

【例外】 整備法施行後に申し立てられた又は開始された事件であっても、旧法が適用される場合

事件	旧法が適用される場合	根拠規定
総 則		
1 家事審判事件	整備法施行前に家事調停の申立てがあった事件について調停が成立せず、整備法施行後に旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合	整備法4条2号
2 保全処分及びその取消しの審判事件	次のイからハまでの事件に係る場合 イ 整備法施行前に申し立てられた家事事件 ロ 整備法施行前に職権で手続が開始された家事事件 ハ 上記1の場合の家事審判事件	整備法4条3号
3 家事調停事件	整備法施行前に家事審判の申立てがあった事件について、整備法施行後に旧法11条の規定により調停に付した場合	整備法4条4号前段
	整備法施行前に訴えの提起があった事件について、整備法施行後に旧法18条2項本文又は19条1項の規定により調停に付した場合	整備法4条4号後段
各 則		
4 財産の保存又は管理に関する家事審判事件	整備法施行前に申し立てられた次のイからチまでの処分の申立てに係る財産について、その保存又は管理に関する審判が申し立てられた場合 イ 第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分(別表第一の15) ロ 不在者の財産の管理に関する処分(別表第一の55) ハ 第三者が子に与えた財産の管理に関する処分(別表第一の66) ニ 第三者が未成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分(別表第一の82)	整備法4条5号

		<p>ホ 推定相続人の廃除の審判又はその取消しの審判の確定前の遺産の管理に関する処分(別表第一の88)</p> <p>・ 相続財産の保存又は管理に関する処分(別表第一の90)</p> <p>ト 財産分離の請求後の相続財産の管理に関する処分(別表第一の97)</p> <p>チ 相続人の不存在の場合における相続財産の管理に関する処分(別表第一の99)</p>	
5	寄与分を定める処分の審判事件	整備法施行前に申し立てられた遺産分割審判事件に関して、寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合	整備法4条6号前段
		整備法施行前に申し立てられた遺産分割調停事件について調停が成立せず、整備法施行後に、旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合の当該遺産分割審判事件に関して、寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合	
		整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の審判事件と同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合	整備法4条7号前段
		整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の調停事件について調停が成立せず、整備法施行後に、旧法26条1項の規定により家事審判の申立てがあったものとみなされた場合の当該寄与分を定める処分の審判事件と、同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の審判の申立てがされた場合	
6	寄与分を定める処分の調停事件	整備法施行前に申し立てられた遺産分割調停事件に関して、寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合	整備法4条6号後段
		整備法施行前に申し立てられた遺産分割審判事件について、整備法施行後に、旧法11条の規定により調停に付した場合の当該遺産分割調停事件に関して、寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合	
		整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の調停事件と同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合	整備法4条7号後段
		整備法施行前に申し立てられた寄与分を定める処分の審判事件について、整備法施行後に、旧法11条の規定により調停に付した場合の当該寄与分を定める処分の調停事件と、同一の相続財産に関して、他の寄与分を定める処分の調停の申立てがされた場合	
7	特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件	整備法施行前に申し立てられた特別縁故者に対する相続財産の分与の審判事件と同一の相続財産に関して、他の特別縁故者から相続財産の分与の審判の申立てがされた場合	整備法4条8号

【その他】注意を要する場合等

- 1 後見監督事件： 関連する後見開始事件が旧法適用事件であったとしても、整備法施行後に立件された後見監督事件は新法適用となる。成年後見に関する審判事件、保佐に関する審判事件及び補助に関する審判事件は、整備法4条5号に掲げる財産の保存又は管理に関する処分に含まれない。
- 2 後見開始の審判の取消事件： 関連する後見開始事件が旧法適用事件であったとしても、整備法施行後に立件された後見開始の審判の取消事件は新法適用となる。
- 3 事件の併合： 上記【例外】の5から7までの立法趣旨は、併合しなければならない事件については、両事件を同一の規律で処理するのが相当である点にある。